

家畜等に使用される抗菌性物質に対する 農林水産省のリスク管理措置

農林水産省消費・安全局
平成27年12月24日

1. 家畜等への抗菌性物質の使用と薬剤耐性菌

- 畜産分野においては、抗菌性物質を家畜等の病気の治療に使ったり(動物用医薬品)、健全な発育促進のために飼料に添加している(飼料添加物)。
- 薬剤耐性菌が畜産物等を介して人に伝播する可能性が指摘されており、薬剤耐性菌による感染症が発生した場合、抗菌性物質による治療効果が十分に得られない可能性がある。
- そのため、農林水産省においては、CodexやOIEの国際基準で定められているリスクアナリシスの考え方に基づき、食品安全委員会が行う人の健康影響評価(リスク評価)に基づき、リスクの程度に応じたリスク管理措置を実施している。

2. 薬剤耐性菌の選択を低減するためのリスク管理措置

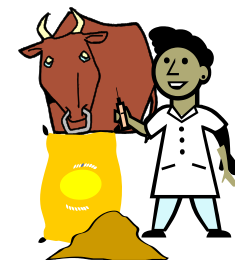
➤ 抗菌性物質の適正使用・慎重使用の推進

◆ 動物用医薬品の使用に当たっては、

① 獣医師の診察を義務付け、診察に基づく指示を受けた者

以外への販売を禁止※（医薬品医療機器等法、獣医師法）。

※水産用医薬品を除く。水産用医薬品については、水産試験場等が養殖業者に対し、適正使用に関する指導を実施（農水省通知）



② 慎重使用に関するガイドラインを策定し、獣医師や生産者等の関係者に抗菌性物質の慎重な使用の徹底を啓発・指導（農水省通知）。

主なポイント

「適切な衛生管理による感染症予防」、「適切な病性の把握と診断」、「適切な抗菌剤の選択と使用」、「関係者間の情報共有」等



◆ 飼料添加物については、指定する際の評価基準として、医療の分野において悪影響を及ぼすものであってはならないと規定（農水省通知）。

2. 薬剤耐性菌の選択を低減するためのリスク管理措置

- 使用対象動物、使用量、使用時期等に関する基準を設定し、限定的に使用（医薬品医療機器等法、飼料安全法）。

動物用医薬品（水産用を含む）

使用基準（例）

塩酸リンコマイシン（注射剤）



使用対象動物：豚

用法及び用量：1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。

使用禁止期間：食用に供するためにと畜する前4日間。

飼料添加物

アビラマイシンの例



ブロイラー



- ✓ 添加量は、飼料1トン当たり2.5～10g力価
- ✓ と畜前7日間は**使用禁止**

※水産用の抗菌性飼料添加物は指定されておらず使用されていない。

- リスク評価の結果、人の健康に影響を与える可能性が高いとされた場合には、対象とする病気をさらに限定したり、家畜での使用を取りやめたりすることとしている。

2. 薬剤耐性菌の選択を低減するためのリスク管理措置

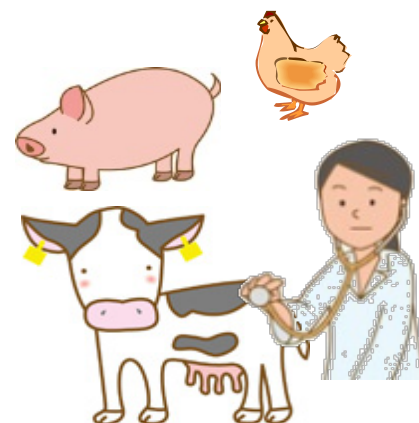
- 抗菌性物質に対する薬剤耐性菌の動向を把握するとともに、食品安全委員会が行うリスク評価や農林水産省が行うリスク管理措置を検討するための基礎資料とするため、全国的なモニタリング調査(JVARM)を1999年から実施。



- 人及び家畜等における薬剤耐性の包括的なモニタリング体制の構築を目的として、人の医療分野のモニタリング調査(JANIS)とのデータの相互利用等の連携を実施。



人臨床分離株と家畜由来
菌株の比較が可能



3. WHO国際行動計画の戦略的目標を踏まえた我が国の行動計画の方向性(案)

1. 普及啓発・教育
2. サーベイランス・モニタリング
3. 感染予防管理
4. 抗微生物製剤の適正使用
5. 研究開発・創薬
6. 国際協力

WHO国際行動計画の戦略的目標

- 農林水産省においては、省内に検討チームを立ち上げ、WHO国際行動計画の戦略的目標に沿って、特に以下を推進する方向で検討。
 - ・人と動物分野のモニタリングの連携の一層の充実・強化
 - ・リスクアナリシスの考え方にに基づき、リスク評価の結果を踏まえたリスク管理措置(抗菌性物質の慎重使用等)のさらなる推進
 - ・OIE等の国際機関と協力し、アジア地域における薬剤耐性の取組への支援等国際協力